

# 平成 31 年度 税制改正について

平成 31 年 4 月 1 日に施行（特段の定めがあるものを除く。）された改正税法について、第 69 回税理士試験に影響すると考えられるものを中心にご紹介致します。

なお、第 69 回税理士試験において適用される法令等は平成 31 年 4 月 5 日現在施行のものとしてしております。

## ◇ 所得税法

### < 概要・制度趣旨 >

消費税率の引き上げに伴う対応、納税環境の整備等の観点から、所得税法に関して主に以下の改正が行われました。

#### ① 住宅借入金等特別税額控除

消費税率の税率が 10% である住宅の取得等をし、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等特別税額控除について、適用年を 10 年から 13 年に延長した上で、11 年目から 13 年目において消費税率 2% 引き上げ分に対応する金額相当の控除が適用できることとされました。

#### ② 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

被相続人が老人ホーム等に入所したことにより、被相続人居住用家屋が相続開始直前において空き家となっていた場合、改正前においては居住要件に該当しなかったため、3,000 万円の特別控除は適用できませんでしたが、被相続人が要介護認定を受けていること、その他一定の要件を満たす場合には、その家屋は相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとみなされ、3,000 万円の特別控除が適用できることとされました。

#### ③ 仮想通貨の評価方法

仮想通貨につき、雑所得等の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその仮想通貨の評価方法について、移動平均法又は総平均法によることが明文化されました。

④ 確定申告

平成 31 年 4 月 1 日以後に行う同年分以後の確定申告においては、**年末調整を受けた給与所得者が確定申告書を提出する場合には**、その確定申告書の記載事項のうち一定のものについては、**簡便な記載**によることができることとされました。

⑤ 源泉徴収票の確定申告書への添付不要等

平成 31 年 4 月 1 日以後においては、給与所得、退職所得及び公的年金等の**源泉徴収票を確定申告書に添付し**、又は確定申告書の提出の際**提示することを要しないこと**とされました。

⑥ 国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税

非課税の対象に、文化財保護法に規定する**文化財保存活用支援団体に対する譲渡**で一定のものが加えられました。

## ◇法人税法

### <概要・制度趣旨>

デフレ脱却・経済再生を確実なものとするため、企業が収益の拡大を賃金上昇、設備投資に積極的につなげることを期待して、法人税法に関して以下の改正が行われました。

① 試験研究費の特別控除

総額制度・支出額制度の控除基準額の税額控除割合が見直されます。**総額制度は改正後 6%～14%（改正前 6%～10%）の控除割合となり、支出額制度は改正後 12%～17%（改正前 12%）の控除割合となります。**また、税額控除割合を求める計算式が**増減試験研究費割合 8%を基準**とした計算式に改められます。

特別試験研究について、**研究開発型ベンチャーとの共同研究**が追加され、**税額控除割合は 25%**となります。

また、**特別試験研究費の税額基準額は改正後 10%（改正前 5%）**となります。

なお、従来の高水準型制度は廃止となり、試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合には、**総額制度・支出額制度の控除基準額の税額控除割合及び税額基準額に一定割合を上乗せする制度**が適用されます。

- ② 中小企業者等の判定の見直し  
中小企業者等の判定において、大規模法人に大法人の 100%子会社に該当する法人、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人が含まれることとなりました。
- ③ 過大支払利子税制  
制度の対象となる支払利子等の範囲、調整所得金額の算定方法等が整備され、損金算入限度額が 20%（現行 50%）に変更されます。（令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用）
- ④ 移転価格税制  
独立企業間価格の算定方法の整備等がされます。  
（令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用）

## ◇相続税法

### <概要・制度趣旨>

平成 31 年度税制改正に関して、主たる項目としては「**個人の事業用資産の納税猶予及び免除の制度**」が挙げられます。

この制度は、個人事業者の高齢化が急速に進展する状況を鑑み、円滑な世代交代や事業の持続的な発展の確保を目的として、**個人事業者の事業承継を促進するために、新たに創設されました**。近年では、取引相場のない株式を対象財産として、法人経営者の事業承継の円滑化の制度が新設、改正等される流れがありましたが、個人事業者に対しても同等の制度を設けることにより、個人、法人の双方に税制面からのサポートが行われます。日本の税収の安定的な確保のために必要な事業承継の円滑化、中小事業者の保護に関連する制度であるという点において、とても**重要性の高い制度**と言えます。

また、上記以外の項目としては、「**小規模宅地等の減額の特定事業用宅地等の意義（3年内新規事業の適用除外）**」「**教育資金の一括贈与の非課税（所得要件、贈与者が死亡した場合の課税の取扱いの追加など）**」「**結婚・子育て資金の一括贈与の非課税（所得要件の追加など）**」があり、いずれも重要性、話題性の高い制度に関する改正が行われております。

## ◇消費税法

### <概要・制度趣旨>

- ① 輸出物品販売場制度に関する見直し
  - (イ) 臨時販売場に係る届出制度の創設  
既存の外航クルーズ船が寄港する港湾における臨時販売場に係る届出制度を廃止し、新たな臨時販売場に係る届出制度を創設することにより、外国人旅行者向けの免税制度の拡充を図ることとなります。
  - (ロ) 手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続の簡素化  
手続委託型輸出物品販売場許可申請書について、承認免税手続事業者の承認通知書の写しの添付を要しないこととなります。
- ② 金地金等の密輸に対応するための仕入税額控除制度の見直し  
消費税増税に伴い、急増している組織的な密輸への対策強化の一環で、次の事項について改正されます。
  - (イ) 密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除制度の適用を認めないこととなります。
  - (ロ) 金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を仕入税額控除の要件に加えることとなります。

## ◇事業税

### <概要・制度趣旨>

事業税の主な改正ポイントは「法人事業税(所得割及び収入割に限る。)の税率の改正」です。

「令和元年10月1日以後」に開始する事業年度から適用となります。